

令和8年2月版

# 稲城市まちづくり条例 事業者向けガイド

令和8年4月1日施行

このガイドは、稲城市まちづくり条例及び同条例関係規則に基づく手続き・基準等を要約して記載しています。内容に関しては、条例や施行規則の本文を参照の上、詳細については担当係へお問い合わせください。

稲城市都市建設部  
まちづくり計画課開発指導係  
042-378-2111

# 目 次

1. 稲城市まちづくり条例とは	1
2. 手続きの適用範囲	2
3. 手続きの流れ	3
4. 近隣住民への説明範囲	5
5. 基準等の協議先	6
6. 基準の概要	8
7. 申請図書一覧	14
8. 書類作成の手引き	19
9. 書類作成例	22

# 1. 稲城市まちづくり条例とは

## ○まちづくり条例の目的（条例第1条）

稲城市まちづくり条例は、稲城市が市民とともに目指すまちづくりの基本理念、地区計画等及びまちづくりにおける住民参加の仕組み、開発等事業における調整並びに開発等事業に当たっての基準等を定め、多摩丘陵の豊かな緑と多摩川等の豊富な水につつまれ、世代を超えて人と人がふれあい、生活の質の高さや豊かさを実感でき、市民が世代交代しながら定住できる魅力あるまちづくりを実現することを目的としています。

## ○責務（条例第4条）

- ・市は、この条例の目的を実現するため、まちづくりに関する計画（以下「まちづくり計画」という。）に基づき、必要な施策を実施しなければなりません。
- ・市民等は、この条例の目的を実現するため、地域のまちづくりに関わる活動に積極的に参加するとともに、自らその実現に取り組むものとします。
- ・事業者は、事業を行うに当たり、市が実施する施策に協力するとともに、当該事業が地域に与える影響に配慮しなければなりません。

## ○市のまちづくり計画（条例第5条）

- ・稲城市都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2第1項）
- ・多摩都市計画地区計画（都市計画法第4条第9項）
- ・稲城市緑の基本計画（都市緑地法第4条第1項）
- ・稲城市環境基本計画（稲城市環境基本条例第8条第1項）
- ・稲城市地域防災計画（災害対策基本法第42条第1項）

## 2. 手続きの適用範囲

### ○大規模土地取引行為の届出（第26条）

大規模土地取引行為とは、

3,000㎡以上の土地の所有権・地上権・賃借権等の移転又は設定を行う契約

大規模土地取引行為を行おうとする者（売主）は、その契約を締結しようとする日の6ヶ月前までに、市に届け出なければなりません。

※公有地の拡大の推進に関する法律、国土利用計画法に基づく届出は別途必要となります。

### ○特定事業の手続き（第28条～第38条）

特定事業とは

- ① 開発等事業のうち、事業面積が3,000㎡以上の事業
- ② 市長が周辺の環境に著しく影響を与えるおそれのあるものとして規則で定める事業

【まちづくり条例施行規則第8条】

- ・ 葬祭場、遺体安置施設、エンバーミング施設
- ・ ペット火葬場又はペット霊園、ドッグラン施設、床面積の合計が15㎡を超えるペットの繁殖施設又は飼育施設
- ・ 興行場（映画館、ライブハウス、野球場など）
- ・ パチンコ店等

### ○開発等事業の適用範囲（第39条第1項）

開発等事業とは

- ① 都市計画法第29条第1項の許可が必要な開発行為
- ② 建築基準法第2条第13号に規定する建築で、次のいずれかに該当するもの
  - ア 15戸以上の集合住宅
  - イ 建築物の高さが10mを超えるもの
- ③ 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の申請を伴う開発行為

### ○一連の事業の取扱い（第39条第2項、規則第14条）

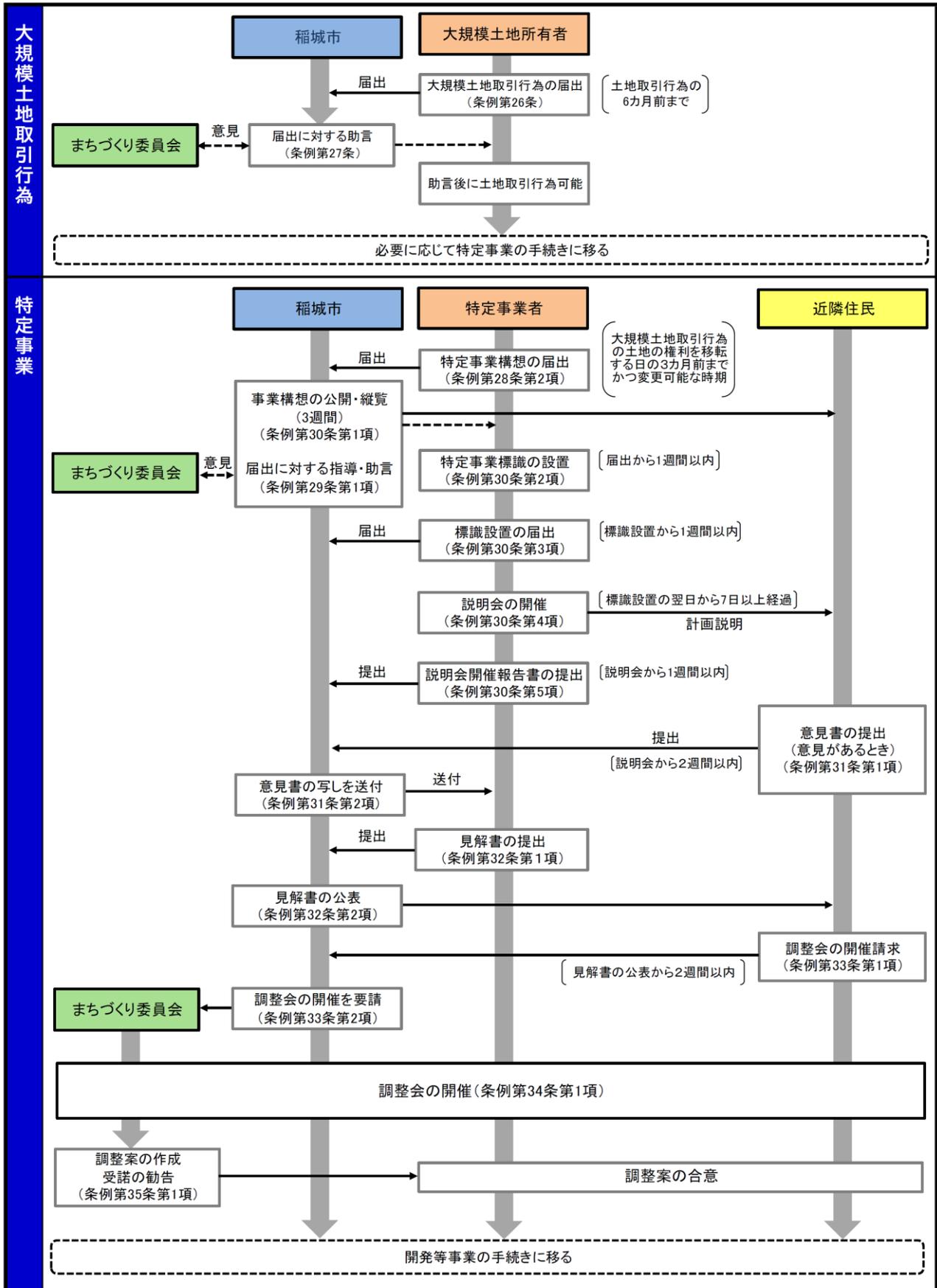
15戸以上の集合住宅で、複数の事業が次の条件に当てはまる場合、同一の開発等事業として手続きが必要です。

- ① 同一の者が行う事業で、かつ、土地の利用目的が同一の事業
- ② 同時期に行われる事業又は時期を異にして行われる事業であって、後行する事業が先行する事業の完了日から1年以内に行われるもの

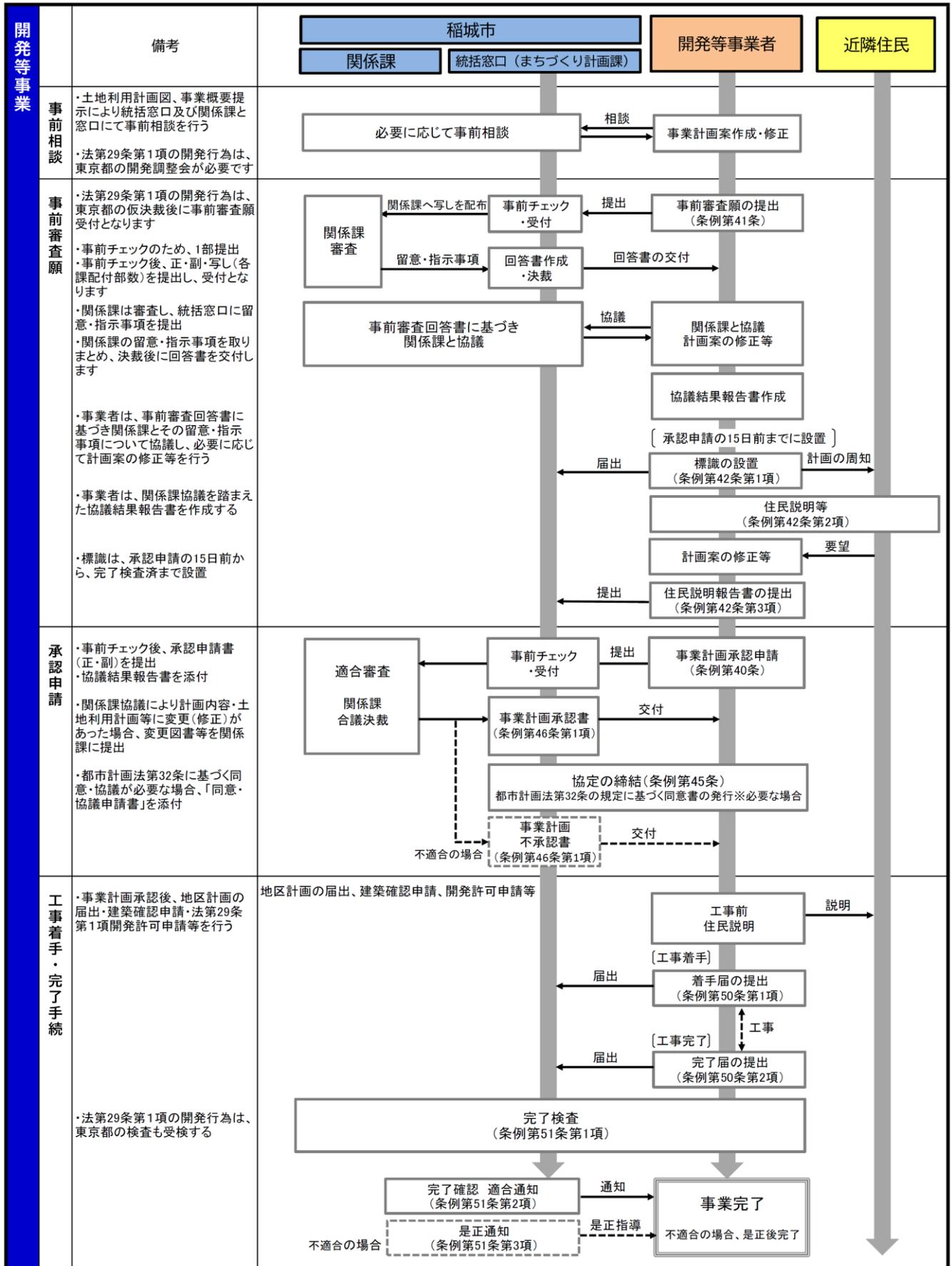
※完了日：開発等事業完了確認済日。先行事業が開発等事業に該当しない場合、建築基準法による検査済証交付日

### 3. 手続きの流れ

#### ○大規模土地取引行為・特定事業



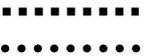
# ○開発等事業

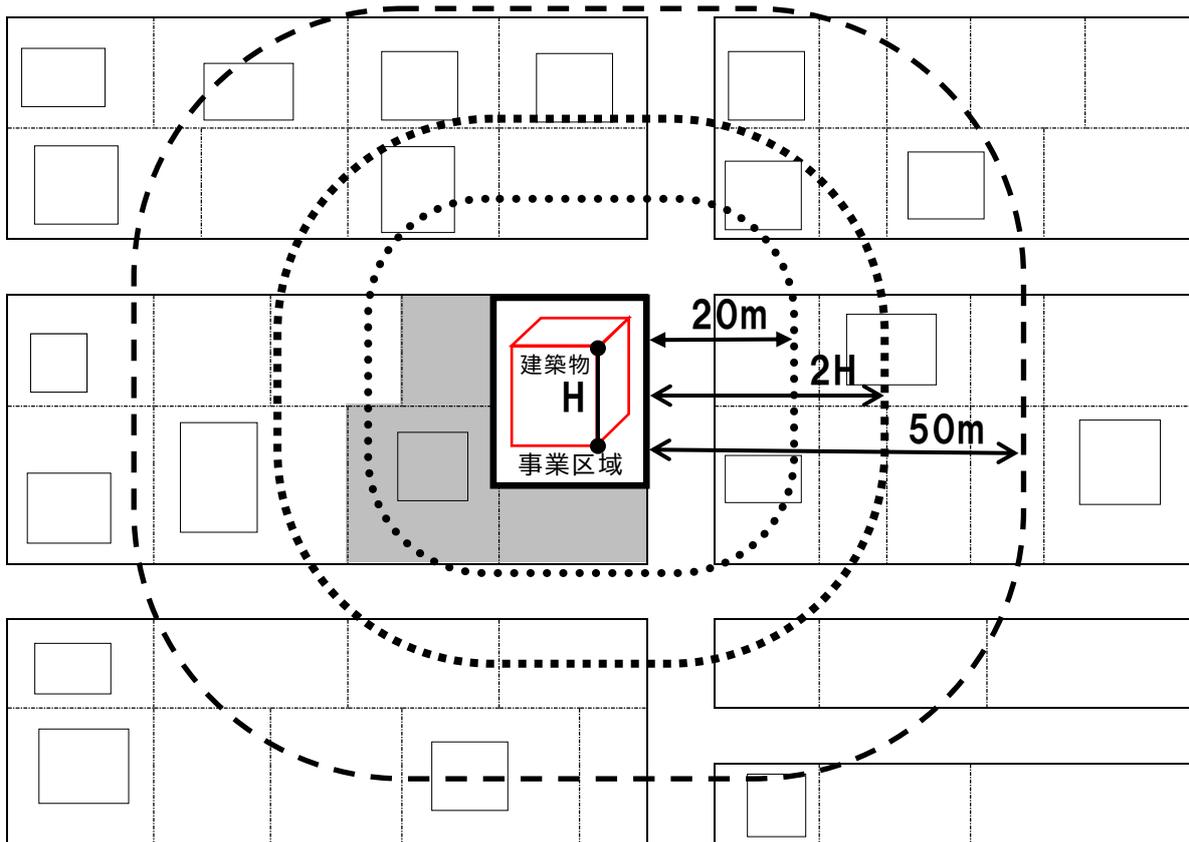


## 4. 近隣住民への説明範囲

近隣説明の範囲は、下表の通り事業の区分ごとに分かります。

範囲内（一部範囲内にある土地も含む）における、事業区域の近隣に居住する者、事業区域の近隣で事業を営む者、事業区域の近隣の土地所有者等、在勤者又は在学者が対象となります。

事業の区分		近隣説明の範囲	凡例
特定事業	①開発等事業のうち、事業面積が3,000㎡以上の事業 ②周辺の環境に著しく影響を与えるおそれのあるもの (まちづくり条例施行規則第8条)	事業区域の境界から当該建築物の高さの2倍又は50mの範囲の大きい方	
開発等事業	③開発行為 (都市計画法第29条第1項) ④集合住宅 (15戸以上) ⑤高さ10mを超える建築物	事業面積が1,000㎡以上3,000㎡未満	
	⑥道路位置指定による開発行為	事業面積が1,000㎡未満	



## 5. 基準等の協議先

基準の種類	条文	協議先	場所
まちづくり計画に対する配慮	条例6条	まちづくり計画課	市役所3階
最低敷地面積	条例48条1項、2項		
道路			
接続先の既存道路の幅員	規則3条	まちづくり計画課 管理課	
開発区域内の道路	規則4条	まちづくり計画課 管理課 区画整理課	
道路の構造	規則5条		
交通安全施設	規則6条		
公園及び緑地			
公園等の整備	条例47条、規則7条	緑と環境課	
公園等の配置等の基準	規則8条		
公園施設の整備	規則9条		
下水道施設の整備	規則10条	下水道課	
消防施設		消防署警防課	稲城消防署2階
防火水槽の設置	規則11条		
防火水槽の管理及び土地の帰属	規則12条		
消火栓の設置	規則13条		
水利標識の設置	規則14条		
公益的施設の整備			
教育施設に関すること	条例43条2項、規則15条	学務課	市役所6階
福祉施設（保育所等）に関すること		子育て支援課	市役所2階
敷地内緑化	規則16条	緑と環境課	市役所3階
雨水貯留・浸透施設			
下水道事業認可区域内	規則17条	下水道課	
下水道事業認可区域外（区画整理区域内）		区画整理課	
下水道事業認可区域外（その他）		管理課	
廃棄物の処理等	規則18条	生活環境課	
廃棄物の保管場所等の整備	規則19条		
自動車駐車施設の整備	規則20条	まちづくり計画課	
駐輪施設の整備	規則21条1項、2項 規則21条3項		
防災倉庫の整備	規則22条	消防署警防課	
集合住宅等の整備基準			
居住水準の確保	規則23条	まちづくり計画課	市役所3階
管理に関する基準	規則24条		
消防活動に必要な空地等	規則25条	消防署警防課	稲城消防署2階
エレベーターの整備等	規則26条1項 規則26条2項	まちづくり計画課	市役所3階
自動体外式除細動器の整備	規則27条	消防署警防課	稲城消防署2階
電気錠の整備	規則28条		
公害防止等	規則29条1項 規則29条2項	生活環境課 まちづくり計画課	市役所3階
良好な景観の形成	規則30条	まちづくり計画課	
無電柱化の推進	規則31条		
文化財の保護等	規則32条	生涯学習課 文化財担当 (TEL・FAX：042-331-0660)	ふれんど平尾内 稲城市郷土資料室
その他			
まちづくり条例の手続きに関すること		まちづくり計画課	市役所3階
地区計画に関すること			
土地区画整理事業に関すること		区画整理課	
市の道水路管理者との協議		管理課	
道水路の用途廃止			
道路の付替え			
道水路の官民境界の確認等			
道水路の払下げの相談		管理課	市役所3階
自治会及び防犯に関すること		財産管理課	市役所5階
		総務契約課	市役所5階

条例：稲城市まちづくり条例      規則：稲城市まちづくり条例に基づく開発等基準を定める規則

## ○その他関係機関

〔開発許可申請・道路位置指定申請〕

東京都多摩建築指導事務所（府中合同庁舎）  
開発指導第二課 TEL 042(364)2388

〔建築確認申請〕

東京都多摩建築指導事務所（立川合同庁舎）  
建築指導第一課 TEL 042(548)2058

〔緑化指導（自然保護条例）〕

東京都多摩環境事務所（立川合同庁舎）  
自然環境課 TEL 042(521)4809

〔鶴見川（麻生川）流域内の雨水浸透阻害行為の許可申請〕

東京都都市整備局都市基盤部（都庁第二本庁舎）  
調整課 TEL 03(5388)3298

〔上水道施設に関すること〕

東京都水道局多摩サービスステーション  
TEL 042(371)1294

## 6. 基準の概要

### 最低敷地面積

(条例48条1項、2項)

都市計画法第29条第1項による開発行為、道路位置指定による開発行為の場合、建築物の敷地面積は100㎡以上として下さい。

※地区計画区域内の場合、地区計画で定められた敷地面積の最低限度以上として下さい。

### 接続先の既存道路の幅員

(規則3条)

都市計画法第29条第1項による開発行為の場合、開発区域内の道路は、6.5m以上の道路に接続させなければなりません。

開発道路の接続先の既存道路は、既存道路の中心から、3.25m後退して下さい。

ただし、市長が開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

### 開発区域内の道路

(規則4条)

開発道路は、袋路状としてはなりません。(要協議)

※道路の幅員、隅切り、転回広場等の寸法・位置については東京都にご確認下さい。

### 道路の構造

(規則5条)

開発道路の構造・排水等について、管理課又は区画整理課と協議して下さい。

### 交通安全施設

(規則6条)

開発等事業に伴う交通安全施設の整備について、管理課又は区画整理課と協議して下さい。

### 公園及び緑地

(条例47条、規則7-9条)

都市計画法第29条第1項による開発行為、15戸以上の集合住宅、高さ10mを超える建築物で、事業面積が3,000㎡以上の場合、事業面積の6%以上の公園等(公園及び緑地)の整備が必要です。なお、公園等は公道に面して設置しなければなりません。

詳細について、緑と環境課と協議して下さい。

### 下水道施設の整備

(規則10条)

開発等事業に伴う下水道施設の整備について、下水道課と協議して下さい。

**消防施設****(規則11-14条、別表第1)**

下表に掲げる開発等事業は、防火水槽と消火栓の設置が必要となります。また、設置する箇所には、指定の消防水利標識を合わせて設置して下さい。

詳細について、消防署警防課と協議して下さい。

**防火水槽の設置基準**

開発等事業の区分		防火水槽の容量
開発行為 (都市計画法第29条第1項)	事業面積が3,000㎡以上10,000㎡未満	40㎡以上
	事業面積が10,000㎡以上	60㎡以上
集合住宅(15戸以上)及び高さ10mを超える建築物で敷地面積が1,000㎡以上のもの	延べ面積が2,500㎡以上10,000㎡未満	40㎡以上
	延べ面積が10,000㎡以上	60㎡以上

**消火栓の設置基準**

開発行為(都市計画法第29条第1項)で事業面積が2,000㎡以上のもの	整備基準に基づき、開発区域の各部分から水平距離60メートル以内の位置に消火栓を自己の負担で設置するものとする。
-------------------------------------	---

**公益的施設の整備****(規則15条)**

100戸以上の集合住宅の場合、公益的施設の整備について協議が必要です。まちづくり計画課にご相談下さい。

**敷地内緑化****(規則16条、別表第2)**

15戸以上の集合住宅、高さ10mを超える建築物の場合、敷地内緑化が必要です。詳細について、緑と環境課と協議して下さい。

$$\text{敷地内緑化面積} = \text{事業面積} \times (1 - \text{法定建蔽率}) \times 20 / 100$$

$$\text{接道部緑化延長} \geq \text{接道部長さ} \times \text{接道部緑化割合} \ast$$

※稲城市まちづくり条例に基づく開発等基準を定める規則 別表第2

の接道部緑化基準による

**雨水貯留・浸透施設****(規則17条)**

敷地内に、市の基準に基づく雨水浸透施設の整備が必要です。

稲城市雨水・貯留浸透施設基準をご確認下さい。※雨水浸透禁止区域は除く。

区域により担当課と協議して下さい。

- 下水道事業認可区域内……………下水道課
- 下水道事業認可区域外(区画整理地内)…区画整理課
- 下水道事業認可区域外(その他) ……管理課

**廃棄物の保管場所等の整備** (規則18-19条)

開発等事業に伴う廃棄物の保管場所等の整備について、生活環境課と協議して下さい。

開発等事業の区分	協議の内容
開発行為(都市計画法第29条第1項)	市が収集する資源物の保管場所について協議しなければなりません。
道路位置指定による開発行為	
集合住宅(15戸以上)	規則※に基づき、廃棄物の保管場所等を整備しなければなりません。 ※稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第54条
高さ10mを超える建築物	

**自動車駐車施設の整備** (規則20条)

1 必要な駐車台数 (居住用)

開発等事業の区分	建築物の用途	必要な駐車台数
開発行為(都市計画法第29条第1項)	一戸建て住宅	1戸につき1台以上
道路位置指定による開発行為		
集合住宅(15戸以上)	集合住宅	戸数×1/3以上

※学生寮、グループホーム(老人・障害者施設等)の場合、緩和可能です。

※商業系用途地域において、当該建築物の低層階に店舗、飲食店その他の地域の賑わいや商業の活性化に寄与する施設を設置する場合、緩和可能です。

※隔地駐車は不可。

※区画の大きさ(標準) : 幅2.3m以上×奥行5m以上

2 荷捌用駐車場

集合住宅(15戸以上)の場合、荷捌用の一時的な駐車場を1台以上確保して下さい。

※居住用の駐車台数とは別に必要となります。

※区画の大きさ(標準) : 幅3m以上×奥行7.7m以上、はり下の高さ3.2m以上

3 来客用駐車場

集合住宅(15戸以上)の場合、来客用駐車場の確保に努めて下さい。

※居住用の駐車台数に含めることが可能です。

**駐輪施設の整備****(規則21条)**

必要な駐輪台数

開発等事業の区分	建築物の用途	必要な駐輪台数
集合住宅(15戸以上)	集合住宅	1戸につき1台以上
高さ10mを超える建築物	集合住宅以外	必要台数※

区画の大きさ(標準) : **幅0.6m以上×奥行1.9m以上**

※ 稲城市自転車等の放置防止に関する条例による

**防災倉庫****(規則22条)**

**100戸以上**の開発行為(都市計画法第29条第1項)、**100戸以上**の集合住宅の場合、防災倉庫を設置し、又は設置するスペースを確保するよう努めなければなりません。

詳細について、消防署警防課と協議して下さい。

**集合住宅等の整備基準****(規則23-28条)****1 居住水準の確保**

集合住宅(15戸以上)の場合、各住戸面積は住生活基本法に基づく住生活基本計画に定められた誘導居住面積水準を目指すとともに、同計画の**最低居住面積水準**の居住面積を確保して下さい。

最低居住面積は、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準です。

最低居住面積水準	単身者	25㎡
	2人以上の世帯	10㎡×世帯人数+10㎡
誘導居住面積水準 (都市居住型)	単身者	40㎡
	2人以上の世帯	20㎡×世帯人数+15㎡

※風呂、台所、便所等を別にする寄宿舍は除く。

**2 管理に関する基準**

- ①玄関ホール等に緊急連絡先を表示し、緊急時に対応できるよう管理体制を構築して下さい。
- ②ゴミの収集、路上駐車 of 禁止、騒音等迷惑行為の禁止等に関する管理規約を定め、入居者に指導して下さい。
- ③区分所有の場合、管理を行う団体を構成し、規約を定めて下さい。

### 3 消防活動に必要な空地等

4階以上又は高さ15m以上の建築物の場合、消防活動に必要な空地等について、消防署警防課と協議して下さい。

### 4 エレベーターの整備等

6階以上の住宅	エレベーターを設置しなければならない
5階以下の住宅	エレベーターの設置するよう努めて下さい

※エレベーターを設置するときは、1以上を奥行き2m以上となるよう努めて下さい。  
詳細について、消防署警防課と協議して下さい。

### 5 自動体外式除細動器の整備

事業面積が1,000㎡以上で、かつ延べ面積が2,500㎡以上の建築物の場合、自動体外式除細動器(AED)を設置するよう努めて下さい。詳細について、消防署警防課と協議して下さい。

### 6 電気錠の整備

集合住宅(15戸以上)又は高さ10mを超える建築物の場合、出入口の電気錠について、消防署警防課と協議して下さい。

## 公害防止等

(規則29条)

開発等事業に伴う騒音・振動等について、生活環境課と協議して下さい。

工事施工中の崖崩れ、土砂流出等による災害を防止するため、事業地の状況に応じて、必要な措置を講じて下さい。

## 良好な景観の形成

(規則30条)

事業者は、周辺の景観と調和するよう東京都景観計画及び稲城市景観色彩ガイドラインに適合させ、良好な景観の形成に努めて下さい。

## 無電柱化の推進

(規則31条)

事業者は、開発等事業を行うときは、開発区域内の無電柱化の推進に努めて下さい。

事業者は、開発等事業を行うときは、文化財の保護及び保存について、あらかじめ生涯学習課と協議して下さい。

協議先 :生涯学習課 文化財担当  
ふれんど平尾内 稲城市郷土資料室  
TEL・FAX 042-331-0660

## 7. 申請図書一覧

### 大規模土地取引行為届出書

- ・対象となる土地の規模  
面積3,000㎡以上の土地
- ・届出者  
土地に関する権利を移転しようとする者（土地の売主など）
- ・届出時期  
売買契約など、土地取引を行おうとする日の6カ月前まで
- ・提出図書（提出部数 1部、副本が必要な場合2部）
  - ① 大規模土地取引行為届出書（様式第3号）
  - ② 位置図（住宅地図使用可）
  - ③ 区域図
  - ④ 公図の写し（事業区域を赤で囲み、隣接地の所有者名を記載したもの）
  - ⑤ 土地の登記事項証明書（全部事項証明書で発行後3カ月以内のもの（写し可））
  - ⑥ 届出に係る土地及びその周辺状況を示す写真並びに写真位置図※届出者が本人でない場合、委任状が必要となります。  
※市から通知を送付する届出担当者連絡先（電話及びメールアドレス）をお知らせ下さい。
- ・届出後の流れ  
市は届出内容について助言があるか検討し通知します。  
市からの助言の通知後、土地取引行為が可能です。  
※案件によって、まちづくり委員会に意見を聴くため、通知まで時間がかかる場合があります。

### 特定事業構想届出書

- ・届出時期
  - ①大規模土地取引行為を経て特定事業を行う場合  
土地の権利を移転する日の3カ月前までかつ事業計画の変更が可能な時期
  - ②大規模土地取引行為を経ないで特定事業を行う場合  
事業計画の変更が可能な時期
- ・提出図書（提出部数 3部、データ 一式）
  - ① 特定事業構想届出書（様式第4号）
  - ② 委任状
  - ③ 位置図
  - ④ 事業区域図
  - ④ 公図の写し（事業区域を赤で囲み、隣接地の所有者名を記載したもの）
  - ⑤ 届出に係る土地及びその周辺状況を示す写真並びに写真位置図
  - ⑥ 土地利用構想図（施設の配置など基本事項を示す図面）※必要な図面等を担当者に確認すること。
- ・届出後の流れ  
市は届出内容について指導等があるか検討し回答します。  
※案件によって、まちづくり委員会に意見を聴きます。

## 標識設置報告書

### 【特定事業】

- ・ 標識設置時期  
特定事業構想の届出を行った日から1週間以内
- ・ 提出時期  
標識設置した日から1週間以内
- ・ 提出図書（提出部数 1部）
  - ① 標識設置報告書（様式第6号）
  - ② 位置図（標識設置場所表示）
  - ③ 標識写真
  - ④ 標識設置写真

### 【開発等事業】

- ・ 標識設置時期  
事業計画承認申請書を提出しようとする日の15日前まで
- ・ 提出図書（提出部数 1部）
  - ① 標識設置報告書（様式第6号）
  - ② 位置図（標識設置場所表示）
  - ③ 標識写真
  - ④ 標識設置写真

## 説明会開催報告書

### 【特定事業】

- ・ 提出時期  
説明会の開催日から1週間以内
- ・ 提出図書（提出部数 1部）
  - ① 説明会開催報告書（様式第7号）
  - ② 説明会配布資料  
開催通知及び説明会に用いた資料
  - ③ 住民説明会の状況が確認できる書類（議事録）
  - ④ 近隣住民説明範囲図

## 住民説明報告書

### 【開発等事業】

- ・ 説明時期  
事業計画の説明は、計画の変更等が可能な時期かつ事業計画承認前まで
- ・ 提出時期  
説明後すみやかに
- ・ 提出図書（提出部数 1部）
  - ① 住民説明報告書（様式第18号）
  - ② 説明範囲が分かる資料
  - ③ 説明配布資料
  - ④ 説明の状況の趣旨（議事録）

## 事前審査願

- ・ 提出について  
提出書類等の確認のため、最初に1部提出して下さい。  
案件によって、必要部数（各課配付分）をお伝えします。  

※都市計画法第29条第1項の開発行為の場合は、東京都の開発調整会及び仮決裁後に事前審査願受付となります。
- ・ 提出図書（提出部数 正・副＋各課配付分（まちづくり計画課に確認））  
申請図書一覧（事前審査願・承認申請）P18をご確認下さい。
- ・ 標準事務処理期間（受付から回答書交付 4～5週間）

## 事業計画承認申請書

- ・ 提出について  
関係課と協議が整った後、提出して下さい。  
提出書類等の確認後に受付となります。
- ・ 提出図書（提出部数 正・副 2部）  
申請図書一覧（事前審査願・承認申請）P18をご確認下さい。
- ・ 標準事務処理期間（受付から承認書交付 3～4週間）

## 軽微変更届

- ・ 変更について  
関係各課協議事項に変更が生じた際は、まちづくり計画課に速やかにご相談下さい。
- ・ 提出図書（提出部数 正・副 2部）
  - ① 軽微変更届（様式第13号）
  - ② 位置図
  - ③ 変更内容一覧表（変更内容・変更理由記載）
  - ④ 変更が生じた部分の図面等資料（変更前・変更後）  
（変更箇所及び内容が分かるよう色付け等すること）

## 事業計画承認申請書（変更）

- ・ 変更について  
関係各課協議事項に変更が生じた際は、まちづくり計画課に速やかにご相談下さい。
- ・ 提出図書（提出部数 正・副 2部）
  - ① 事業計画承認申請書（様式第14号）
  - ② 位置図
  - ③ 変更内容一覧表（変更内容・変更理由記載）
  - ④ 変更の関係各課協議議事録
  - ⑤ 変更が生じた部分の図面等資料（変更前・変更後）  
（変更箇所及び内容が分かるよう色付け等すること）

## 着手届

- ・届出時期  
工事を着手したとき
- ・提出図書（提出部数 1部）
  - ① 着手届（様式第20号）
  - ② 位置図
  - ③ 工程表

## 完了届

- ・届出時期  
工事が完了したとき  
完了検査予定日の1週間前まで
- ・提出図書（提出部数 正・副 2部）
  - ① 完了届（様式第21号）
  - ② 位置図
  - ③ 現場完了写真（撮影位置図添付）
  - ④ 土地利用計画図
- ・完了検査について  
工事完了時に市の立会い検査が必要です。  
予定が決まったら、まちづくり計画課と日程調整して下さい。  
（事前予約可能。曜日指定無し。3日程度候補日を挙げてご相談下さい。）  
※施工が完了していない場合、検査は実施できません。

# 申請図書一覧（事前審査願・承認申請）

○：通常必要とする書類・図面  
 △：必要と認める場合に添付  
 ＊：事前で添付した場合は不要  
 （変更がある場合添付）

書類 (図面) 番号	書類名 (図面名)	事業計画内容							
		開発行為 (都計法29条)		集合住宅		10m超建築物		道路位置指定	
		事前 審査願	承認	事前 審査願	承認	事前 審査願	承認	事前 審査願	承認
1	事前審査願又は事業計画承認申請書 (同意・協議申請書)	○	○	○	○	○	○	○	○
2	委任状	○	＊	○	＊	○	＊	○	＊
3	計画説明書	○	○	○	○	○	○	○	○
4	集合住宅に関する説明書			○	○				
5	関係各課協議結果報告書 (事前審査回答書(写)添付)		○		○		○		○
6	標識設置報告書		○		○		○		○
7	住民説明報告書		△		△		△		△
8	地番表(土地所有者一覧表) 隣接地含む	○	○	○	○	○	○	○	○
9	工実施の妨げとなる権利者の同意又は 承諾を証する書面(印鑑証明書添付)		△		△		△		位置指定 申請図 (写)
10	土地及び工作物等の登記全部事項証明書 隣接地含む	○	＊	○	＊	○	＊	○	＊
(1)	位置図	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)	区域図(兼現況図)	○	○	○	○	○	○	○	○
(3)	実測図	○	＊	○	＊	○	＊	○	＊
(4)	公図の写し	○	○	○	○	○	○	○	○
(5)	公共用地境界査定図	△	＊	△	＊	△	＊	△	＊
(6)	土地利用計画図	○	○	○	○	○	○	○	○
(7)	公共施設の管理に関する図面		○		△		△		△
(8)	区域に編入する公共施設の新旧対照図	△	△					△	△
(9)	公共施設構造図(縦・横断面等を含む) (道路・排水施設・水路等)		○		○		○		○
(10)	公園・緑地平面図(構造図等含む)	△	△	△	△	△	△		
(11)	敷地内緑化平面図・求積図			○	○	○	○		
(12)	排水施設計画平面図 兼給水施設計画平面図	○	○	○	○	○	○	○	○
(13)	雨水貯留・浸透施設計算書	○	○	○	○	○	○	○	○
(14)	造成計画平面図・断面図	○	○	△	△	△	△	△	△
(15)	崖の断面図	△	△						
(16)	擁壁の断面図・展開図	△	△						
(17)	防災計画図	△	△						
(18)	建物配置図			○	○	○	○		
(19)	各階平面図、立面図			○	○	○	○		
(20)	日影図					○	○		
(21)	現況写真(事業地及び周辺状況)	○		○		○		○	

※ 書類及び図面は、本一覧表左の番号順に整理製本し、目次を添付して下さい。また、図面には同表対比番号を付して下さい。  
 ※ 承認申請は、事前審査回答に伴う関係各課協議により、計画内容や土地利用計画等を変更(修正)した上で申請して下さい。  
 また、変更(修正)があった場合は、関係課へ資料・図面等を提出して下さい。

## 8. 申請書類作成の手引き

番号	提出書類	記載方法及び留意事項	確認
1	事前審査願又は事業計画承認申請書（同意・協議申請書）	①申請日は、受付時に記入すること	
2	委任状	①申請地の所在地は開発区域のすべての地番（一筆の一部がある場合は「～の一部」と記載し、無地番の筆は「○番地先」と記載）を記載すること 土地区画整理事業区域内については、申請地の底地番を記載し、土地区画整理事業名、街区番号・画地番号等を併記すること ②各課協議の際の担当者も記載すること	
3	計画説明書	①集合住宅・中高層建築物の場合建築面積、延べ面積などが分かる図面等を添付すること ②敷地面積については、実測値で申請して下さい。（土地区画整理事業区域内の場合、仮換地指定面積でも構いません） ③関連工事区域がある場合、「区域面積」に関連工事区域面積を併記すること ④所在地は委任状記載の地番と同様に記載すること	
4	集合住宅に関する説明書	①集合住宅15戸以上の場合、添付すること	
5	関係各課協議結果報告書（事前審査回答書(写)添付）	①議事録作成例に倣って議事録を作成し添付すること ②A3サイズで作成すること ③右側上部に「関係各課協議結果報告書」と明記すること（各課分） ④事前審査回答書の内容と比較できるように、回答ごとに協議結果報告を記載すること	
6	標識設置報告書	①工事施工者については、決定していない場合、未定と記入し、決定後に看板及び標識板設置届に追記し、看板の写真を再提出すること ②承認申請前に報告書を提出された場合、承認申請時に改めて添付する必要はありません	
7	住民説明報告書	①説明範囲が分かる資料を添付すること ②説明の状況の趣旨（議事録）を添付すること ③近隣説明の配付資料を添付すること	
8	地番表(土地所有者一覧表)隣接地含む	①開発区域については、土地、建築物及び工作物の全権利者(抵当権や地上権なども含む)を記載すること ②隣接地については、所有者及び同意が必要な全権利者（造成協力地などの場合）を記載すること ③開発区域の内外を明確にすること	
9	工事実施の妨げとなる権利者の同意又は承諾を証する書面（印鑑証明書添付）	①申請者と土地所有者が異なる場合、開発区域に抵当権が設定されている場合、隣接地に造成協力地がある場合、申請地に申請者以外が所有する建築物・工作物がある場合などに提出すること（開発行為の場合、多摩建築指導事務所へ提出するものの写しで可）	
10	土地及び工作物等の登記全部事項証明書 隣接地含む	①開発区域、関連工事区域、開発区域内の建築物・工作物及び隣接地の登記全部事項証明書を添付すること（申請日時点で最新のもの） ②事業地が、土地区画整理事業中の場合、仮換地指定証明書及び従前地の登記全部事項証明書を添付すること（申請日時点で最新のもの）（保留地の場合は保留地証明書のみ添付すること）	

番号	提出書類	縮尺	明示すべき事項	明示すべき内容	確認
(1)	位置図	1/2500程度	①方位 ②開発区域 ③既設道路 ④河川及び水路	②関連工事区域との別が分かるよう赤線表示 ③公道と私道の別が分かるよう色塗り ④河川及び水路が分かるよう色塗り	
(2)	区域図（兼現況図）	1/500以上	①方位 ②開発区域 ③行政界、都市計画区域界 ④既設道路 ⑤河川及び水路 ⑥工作物及び建築物 ⑦等高線 ⑧現況地盤高	②敷地辺長を記載し、関連工事区域との別が分かるよう赤線表示 ④名称、種別、幅員を記載し、公道と私道の別が分かるよう色塗り ⑤名称を記載し、河川及び水路が分かるよう色塗り ⑥用途・高さ・構造など ⑦1m標高差	
(3)	実測図	1/500以上	①開発区域 ②敷地の区割り ③求積表、求積計算	①敷地辺長を記載し、関連工事区域との別が分かるよう赤線表示 ②宅地、新設道路、後退道路、公園、調整池など ③敷地全体の面積と区割り面積の積み上げ面積が異なる場合併記	
(4)	公図の写し	原本と同縮尺	①方位 ②開発区域 ③権利者氏名 ④既設道路、河川及び水路	②関連工事区域との別が分かるよう赤線表示 ③開発区域内及び関連工事区域の全権利者及び隣接地の所有者 ④色塗り	
(5)	公共用地境界査定図	原本と同縮尺	①公共用地との境界	①開発区域と公有地の境界を赤線表示	
(6)	土地利用計画図	1/300以上	①方位 ②開発区域 ③既設道路 ④河川及び水路 ⑤開発区域内道路 廃止道路 ⑥公園、広場、緑地 ⑦貯水施設、浸透施設 ⑧未利用地 ⑨予定建築物 ⑩駐車場、駐輪場 ⑪ゴミ置場 ⑫消防施設 ⑬給水、排水施設	②敷地辺長を記載し、関連工事区域との別が分かるよう赤線表示 ③名称、種別、幅員を記載し、公道と私道の別が分かるよう色塗り ④名称を記載し、河川及び水路が分かるよう色塗り ⑤幅員、延長、勾配、隅切り辺長など記載し、道路範囲を色塗り 名称、種別、幅員など記載し、道路範囲を色塗り ⑥辺長、面積、出入り口など記載し、施設範囲を色塗り ⑦形状、面積、施設範囲を色塗り ⑧辺長、面積など ⑨形状、用途など ⑩形状、寸法、台数、関係法令による必要台数計算を記載し色塗り ⑪形状、設置面積、必要面積及び計算を記載し、施設範囲を色塗り ⑫形状、範囲など記載し、施設範囲を色塗り ⑬取出し位置、凡例など	
(7)	公共施設の管理に関する図面	1/300以上	①方位 ②開発区域 ③新設、廃止、変更される公共施設	②関連工事区域との別が分かるよう赤線表示 ③図面と公共施設の管理及び用地の帰属に関する一覧表の対比が出来るよう面積、寸法、数量を記載	
(8)	区域に編入する公共施設の新旧対照図	1/300以上	①方位 ②開発区域 ③面積、管理者、所有者	②関連工事区域との別が分かるよう赤線表示	
(9)	公共施設構造図 （縦・横断面等を含む） （道路・排水施設・水路等）	1/50以上	①新設道路、後退道路 ②下水道施設 ③浸透施設 ④貯水施設 ⑤その他施設	①縦断面図、横断面図、断面図、舗装、排水施設など ②縦断面図、断面図、人孔、公共汚水ます、管渠など ③断面図、形状など ④形状、寸法など ⑤形状、寸法など	

番号	提出書類	縮尺	明示すべき事項	明示すべき内容	確認
(10)	公園・緑地平面図（構造図等含む）	1/300以上	①施設 ②公園、緑地	①施設の種類 ②公園、緑地の範囲、面積、寸法	
(11)	敷地内緑化平面図・求積図	1/300以上	平面図：①方位 ②開発区域 ③敷地内緑化、接道緑化範囲 求積図：④求積図	②敷地辺長を記載し、関連工事区域との別が分かるよう赤線表示 ③敷地内緑化、接道緑化を色塗り ④緑化範囲の緑化面積計算及び必要面積の計算、接道部緑化延長及び必要延長の計算 （幅50cmに満たない緑地部分については緑化面積の算定から除く） ※東京都における自然の保護と回復に関する条例の手続きが必要な場合、計算式を併記すること	
(12)	排水施設計画平面図 兼給水施設計画平面図	1/300以上	①方位 ②開発区域 ③排水施設（雨水・汚水） ④浸透施設 ⑤給水施設 ⑥凡例	②敷地辺長を記載し、関連工事区域との別が分かるよう赤線表示 ③管渠、U字溝、人孔、ます、放流先、内径、延長、勾配、深さなど ④形状、寸法 ⑤管渠、内径、取水地点、メーター、消火栓など ⑥既存施設と新設施設の別が分かるよう記載	
(13)	雨水貯留・浸透施設計算書			計画流出量・流速・流量、トレンチ等 ※稲城市雨水貯留・浸透施設基準に基づき計算して下さい	
(14)	造成計画平面図・断面図	1/300以上	平面図：①方位 ②開発区域 ③切土、盛土の範囲 断面図作成箇所 断面図：④切土、盛土の範囲、擁壁、勾配 法面高、排水施設	②敷地辺長を記載し、関連工事区域との別が分かるよう赤線表示 ③切土（黄色）、盛土（赤色）で色塗り A-A断面など ④切土（黄色）、盛土（赤色）で色塗り	
(15)	崖の断面図	1/50以上	①開発区域 ②断面図	①関連工事区域との別が分かるよう赤線表示 ②がけの角度、保護の方法など	
(16)	擁壁の断面図・展開図	1/50以上	①断面図 ②背面図 ③展開図	①位置、種類、高さ、水抜き穴、透水層、配筋図、地盤改良、杭 ③基礎幅、擁壁全高、造成計画高、地盤高	
(17)	防災計画図面	-	①防災施設	①名称、位置、形状、寸法、設置時期など	
(18)	建物配置図	1/300以上			
(19)	各階平面図、立面図	1/300以上	①各階平面図 ②立面図	①部屋ごとの用途、面積 ②建築確認申請上の最高高さ	
(20)	日影図	-	①時間日影及び等時間日影		
(21)	現況写真（事業地及び周辺状況）	-	①写真	①敷地全景、隣地境界、官民境、道路付、写真撮影位置を記載した現況図平面図を添付	

#### 注意事項

- ・提出書類について、A4 ファイルに綴って下さい。
- ・添付書類の目次を作成し、目次に合わせたインデックスを付けて下さい。

## 9.書類作成例

### 地番表 ※作成例

開発区域内							
1.所在地及び地番	2.地目	3.地積	4.所有権者の住所・氏名	5.所有権以外の権利	6.所有権以外の権利者住所・氏名	7.同意の有無	8.適用
稲城市東長沼○●番地	宅地	1,500.00㎡	稲城市東長沼△▼番地 株稲城開発	抵当権	稲城市矢野口●●番地 矢野口銀行	有	-
稲城市東長沼△▲番地	雑種地	120.25㎡	稲城市坂浜××番地 稲城 梨子	-	-	有	共有 2分の1
稲城市東長沼△▲番地	雑種地	80.00㎡	稲城市長峰◇丁目▼▼番地 稲城 梨男	-	-	有	共有 2分の1

開発区域外隣接地							
1.所在地及び地番	2.地目	3.地積	4.所有権者の住所・氏名	5.所有権以外の権利	6.所有権以外の権利者住所・氏名	7.同意の有無	8.適用
稲城市東長沼△▽番地	宅地	550.50㎡	稲城市東長沼△▽番地 稲城 太郎	-	-	無	-
稲城市東長沼△▼番地	畑	1,250.90㎡	稲城市東長沼△▼番地 稲城 花子	抵当権	稲城市矢野口●△番地 坂浜銀行	無	-
稲城市東長沼▼▼番地	宅地	160.12㎡	稲城市東長沼▼▼番地 稲城 なしのすけ	-	-	有	関連工事区域 (造成協力地)

## 開発事業にかかる権利者の同意書 **※作成例**

開発事業の申請者 住所：稲城市東長沼△▼番地 \_\_\_\_\_

氏名または名称：(株)稲城開発 \_\_\_\_\_

事業地 住所：稲城市東長沼○●番地、△▲番地 \_\_\_\_\_

### 土地の関係権利者

所在地及び地番	地目	地積	権利の種類	同意年月日	同意者住所・氏名	実印	摘要
稲城市東長沼○●番地	宅地	1,500.00㎡	抵当権	▲△年●月×日	稲城市矢野口●●番地 矢野口銀行	(印)	
稲城市東長沼△▲番地	雑種地	120.25㎡	所有権	▲△年●月×日	稲城市坂浜××番地 稲城 梨子	(印)	共有 2分の1
稲城市東長沼△▲番地	雑種地	80.00㎡	所有権	▲△年●月×日	稲城市長峰◇丁目▼▼番地 稲城 梨男	(印)	共有 2分の1

※同意者の印鑑証明書(同意年月日の前後3か月以内に発行されたもの)を添付すること

## 建設事業にかかる権利者の同意書 **※作成例**

建設事業の申請者 住所：稲城市東長沼△▼番地 \_\_\_\_\_

氏名または名称：(株)稲城建設 \_\_\_\_\_

事業地 住所：稲城市東長沼○●番地、△▲番地 \_\_\_\_\_

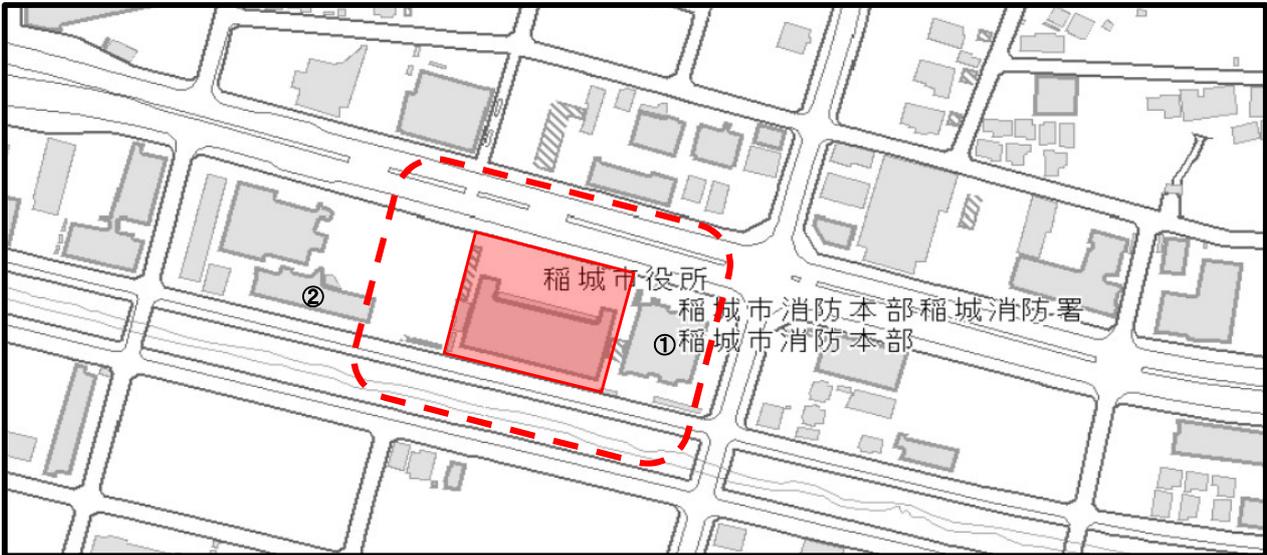
### 土地の関係権利者

所在地及び地番	地目	地積	権利の種類	同意年月日	同意者住所・氏名	実印	摘要
稲城市東長沼○●番地	宅地	1,500.00㎡	抵当権	▲△年●月×日	稲城市矢野口●●番地 矢野口銀行	(印)	
稲城市東長沼△▲番地	雑種地	120.25㎡	所有権	▲△年●月×日	稲城市坂浜××番地 稲城 梨子	(印)	共有 2分の1
稲城市東長沼△▲番地	雑種地	80.00㎡	所有権	▲△年●月×日	稲城市長峰◇丁目▼▼番地 稲城 梨男	(印)	共有 2分の1

※同意者の印鑑証明書(同意年月日の前後3か月以内に発行されたもの)を添付すること

# ※作成例

## 住民説明報告書 (説明範囲図及び説明の状況の趣旨)



番号 ※(i)	近隣住民等の 住所氏名	種別 ※(ii)	近隣住民等からの 意見・要望内容	近隣住民等からの 意見・要望への回答等	説明年月日	説明者氏名	摘要
1	稲城市東長沼◆◇番地 稲城 花子	3	・工事中の騒音、振動 ・プライバシー	・工事協定を締結します ・目隠しフェンス設置	○/●	稲城 なしのすけ	
2	稲城市東長沼■○番地 稲城 次郎	3	○/●、△/▼ 訪問したが不在 報告日現在連絡なし	-	○/●	稲城 なしのすけ	ポストに チラシ投函

### ※注意事項

- (i) 番号は位置図の付番と合わせて記入すること
- (ii) 種別について、1 土地所有者、2 建物所有者、3 占有者(居住者等)のいずれか該当する番号を記載すること
- (iii) 住民説明の際資料を配布した場合、住民説明報告書に添付し提出すること

## 打合せ議事録 ※作成例

担当課名	◇◇課 担当：○○
年月日	●○年△月□日
協議内容	<ul style="list-style-type: none"><li>◇◇課：水路については、公共物使用許可を申請すること。 事業主：工期が決まり次第申請します。</li><li>事業主：土地利用計画図をもとに水路部分を暗渠で施工し、道路として使用してよろしいか。 ◇◇課：図面を作成し、市へ提出すること。その後、協議、調整を行う。 事業主：わかりました。図面を作成し提出します。 ○○年○月○日、図面を提出し、了承を得た。</li><li>◇◇課：ゴミ等が水路に溜まらないよう十分注意して計画すること。 事業主：わかりました。ゴミ等が水路に溜まらないよう計画します。</li><li>◇◇課：防犯灯については、2箇所設置すること。 事業主：わかりました。図面で示した位置に防犯灯を2箇所設置します。</li></ul>

## 事前審査回答書

別紙（榎稻城開発 代表取締役 ○○ ○○）

協議課：○○課

### 1 条例指導基準関係

#### 【条 48, 49】最低敷地面積

・敷地面積は、計画通り 100 m<sup>2</sup>以上で整備するものとする。

#### 【規 3】接続先の既存道路の幅員

・計画通り、中心から 3.25m の道路後退を確保するものとする。

#### 【規 20】自動車駐車施設の整備

・一戸建ての住宅は、宅地 1 区画に 1 台以上の駐車場を確保するものとする。また、土地利用計画図に駐車位置を表記するものとする。

・違法路上駐車防止に努めるものとする。

#### 【規 29】公害の防止等

・工事施工中の崖崩れ、土砂流出等による災害を防止するため、周辺環境等を考慮して、必要な措置を講じなければならない。

#### 【規 30】良好な景観の形成

・周辺の景観と調和するよう、東京都景観計画及び稲城市景観色彩ガイドラインに適合させるものとする。

#### 【規 31】無電柱化の推進

・開発区域内の無電柱化の推進に努めるものとする。

### 2 条例手続き関係

#### 【条 42】標識の設置等

・標識設置は、事業計画承認申請を提出しようとする日 15 日前までに行うものとする。

#### 【条 45】協定の締結

・公共施設、公益的施設等の管理等について協議し、協定を締結するものとする。

・都市計画法第 32 条に基づき、公共施設管理者と協議し、同意を得るものとする。

#### 【条 46】事業計画承認書の交付

・開発許可申請及び建築確認申請は、事業計画承認書の交付後に行うものとする。

・工事着手は事業計画承認書の交付後に行うものとする

以上、詳細については、●●部 ●●課と協議するものとする。

## 関係各課協議結果報告書

## ※作成例

別紙（榎稻城開発 代表取締役 ○○ ○○）

協議課：○○課

### 1 条例指導基準関係

#### 【条 48, 49】最低敷地面積

・敷地面積は、計画通り 100 m<sup>2</sup>以上で整備します。

#### 【規 3】接続先の既存道路の幅員

・計画通り、中心から 3.25m の道路後退を確保します。

#### 【規 20】自動車駐車施設の整備

・一戸建ての住宅は、宅地 1 区画に 1 台以上の駐車場を確保します。また、土地利用計画図に駐車位置を表記しました。

・違法路上駐車防止に努めます。

#### 【規 29】公害の防止等

・工事施工中の崖崩れ、土砂流出等による災害を防止するため、周辺環境等を考慮して、必要な措置を講じます。

#### 【規 30】良好な景観の形成

・周辺の景観と調和するよう、東京都景観計画及び稲城市景観色彩ガイドラインに適合させます。

#### 【規 31】無電柱化の推進

・本計画は、無電柱化を行います。

### 2 条例手続き関係

#### 【条 42】標識の設置等

・標識設置は、事業計画承認申請を提出しようとする日 15 日前までに行います。

・近隣住民等に事業内容の十分な説明を行います。また、説明を行ったときは、すみやかに市へ報告します。

#### 【条 45】協定の締結

・都市計画法第 32 条に基づき、公共施設管理者と協議し、同意を得ます。

#### 【条 46】事業計画承認書の交付

・開発許可申請及び建築確認申請は、事業計画承認書の交付後に行います。

・工事着手は事業計画承認書の交付後に行います。

以上▲▲年▲月○▲日、●●部 ●●課と協議しました。

A3 で作成して下さい。  
回答書の内容、それぞれに対応  
するよう記載してください

公共施設の管理等に関する図面に記載する一覧表

※作成例

※図面内にも「番号」、「幅員寸法」、「延長」、「面積・数量」を記載して下さい。

開発区域内に新設される公共施設等の一覧表								
番号	種類	概要				施設の管理者	用地の帰属	摘要
		幅員・寸法	延長	面積・数量	構造			
①	新設道路	6.00m	121.00m	726.00㎡	アスファルト舗装35型	稲城市	稲城市	——
②	後退道路	——	10.00m	5.00㎡	アスファルト舗装15型	稲城市	稲城市	——
③	ごみ収集場	1.50×2.50	——	3.75㎡	土間コンクリート	稲城市	稲城市	——
④	L型側溝(一般部)	L-300	69.50m	——	コンクリート	稲城市	——	——
⑤	L型側溝(車乗入れ部)	L-300	30.25m	——	コンクリート	稲城市	——	——
⑥	L型側溝(歩行者横断部)	L-300	11.25m	——	コンクリート	稲城市	——	——
⑦	L型側溝(すりつけ部)	L-300	10.00m	20箇所	コンクリート	稲城市	——	——
⑧	L型集水樹	300用	——	15箇所	グレーチング蓋 細目	稲城市	——	——
⑨	境石	150×120×600	10.00m	——	コンクリート	稲城市	——	——
⑩	車止め(固定式)	H=0.80	——	1箇所	——	稲城市	——	——
⑪	汚水組立1号人孔	φ900	——	1箇所	組立人孔	稲城市	——	再利用
⑫	汚水組立1号人孔	φ900	——	5箇所	組立人孔	稲城市	——	——
⑬	汚水管	φ200	125.16m	——	VU	稲城市	——	——
⑭	公共汚水樹及び取付管	φ200・H=0.80 φ150	——	20箇所	铸铁蓋・VU	稲城市	——	——
⑮	雨水組立1号人孔	φ900	——	5箇所	組立人孔	稲城市	——	——
⑯	雨水管	φ500	13.82m	——	VU	稲城市	——	——
⑰	公共雨水樹及び取付管	φ300・H=0.80 φ200	——	20箇所	铸铁蓋・VU	稲城市	——	——
⑱	雨水浸透樹	φ300	——	42基	——	事業主	——	——
⑲	浸透トレンチ	φ200	106.50m	——	有孔管	事業主	——	——
⑳	防火水槽	——	——	1基	60t	稲城市	——	——
㉑	防火水槽標識	——	——	1箇所	——	稲城市	——	——
㉒	消火栓	——	——	1基	——	稲城市	——	——
㉓	消火栓標識	——	——	1箇所	——	稲城市	——	——
㉔	防犯灯	——	——	15基	蛍光灯32形相当 LED	稲城市	——	——

開発区域内の撤去される公共施設等の一覧表								
番号	種類	概要				施設の管理者	用地の帰属	摘要
		幅員・寸法	延長	面積・数量	構造			
㉕	街きょ用集水樹	SF-I型	——	2箇所	——	稲城市	——	——
㉖	雨水取付管	φ200	2.20m	1箇所	VU	稲城市	——	——
㉗	汚水組立1号人孔	φ900	——	5箇所	組立人孔	稲城市	——	——
㉘	汚水管	φ200	18.15m	——	VU	稲城市	——	——
㉙	雨水組立1号人孔	φ900	——	5箇所	組立人孔	稲城市	——	——
㉚	雨水管	φ200	5.22m	——	VU	稲城市	——	——

開発区域外に新設される公共施設等の一覧表								
番号	種類	概要				施設の管理者	用地の帰属	摘要
		幅員・寸法	延長	面積・数量	構造			
㉛	U型側溝	——	24.50m	——	300B	事業主	——	——
㉜	集水樹	400×400	——	5箇所	——	事業主	——	——
㉝	汚水組立1号人孔	φ900	——	1箇所	組立人孔	稲城市	——	再利用

開発区域外の撤去される公共施設等の一覧表								
番号	種類	概要				施設の管理者	用地の帰属	摘要
		幅員・寸法	延長	面積・数量	構造			
㉞	街きょ用集水樹	SF-I型	——	2箇所	——	稲城市	——	——
㉟	雨水取付管	φ200	2.00m	3箇所	VU	稲城市	——	——
㊱	雨水組立1号人孔	φ900	——	1箇所	組立人孔	稲城市	——	——
㊲	雨水管	φ300	20.21m	——	VU	稲城市	——	——